

立川市再犯防止推進計画

令和 5（2023）年度～令和 11（2029）年度

令和 5（2023）年



立 川 市

立川市再犯防止推進計画

目次

第1章 立川市再犯防止推進計画の趣旨について

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	5
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	5

第2章 立川市の状況と国・東京都の取組

1 立川市の状況	6
(1) 刑法犯検挙者数と再犯者率	
(2) 犯罪の分類別内訳	
(3) 市内の協力雇用主の状況	
2 国の取組	11
3 東京都の取組	12

第3章 計画の理念と基本的な考え方

1 計画の理念	13
2 計画の基本方針と再犯防止に資する施策	13
(1) 基本方針	
(2) 再犯防止に資する施策	
3 計画の推進体制	14

第4章 再犯防止に資する施策の主な取組

1 地域の連携体制の推進	15
(1) 地域共生社会の実現	
(2) 重層的支援体制の整備	
2 安全・安心なまちづくりの推進	19
3 就労・住居確保の支援	21
(1) 就労に向けた相談・支援	
(2) 住居の確保	
4 保健医療・福祉サービスの利用支援	27
5 学校・地域等と連携した修学支援と非行の防止	32
6 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進	36
7 国・東京都等の関係機関・団体との連携強化	38

関係機関コラム(順不同)

東京保護観察所立川支部	42
北多摩西地区保護司会立川分区	44
立川拘置所	45
立川市社会福祉協議会	48

資料編

本文中「＊」印がついている用語等の説明	53
(資料①)再犯の防止等の推進に関する法律	58
(資料②)再犯防止推進計画(国・概要)	63
(資料③)東京都再犯防止推進計画(概要)	64
(資料④)計画策定経過の概要	65

本文中に「＊」印が付いている用語については、各項末に説明を記載するとともに資料編に五十音順に再掲しています。

第1章 立川市再犯防止推進計画の趣旨について

1 計画策定の背景

刑法犯検挙者数*は平成16(2004)年をピークに減少を続け、令和元(2019)年には半分以上にまでなりました。

再犯者数*についても、減少傾向にはありますが初犯者数に比べ減少が緩やかなため、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合(再犯者率)は平成16(2004)年の35.7%から令和2(2020)年には49.1%と検挙者に占める割合が増加傾向にあります(図1-1)。

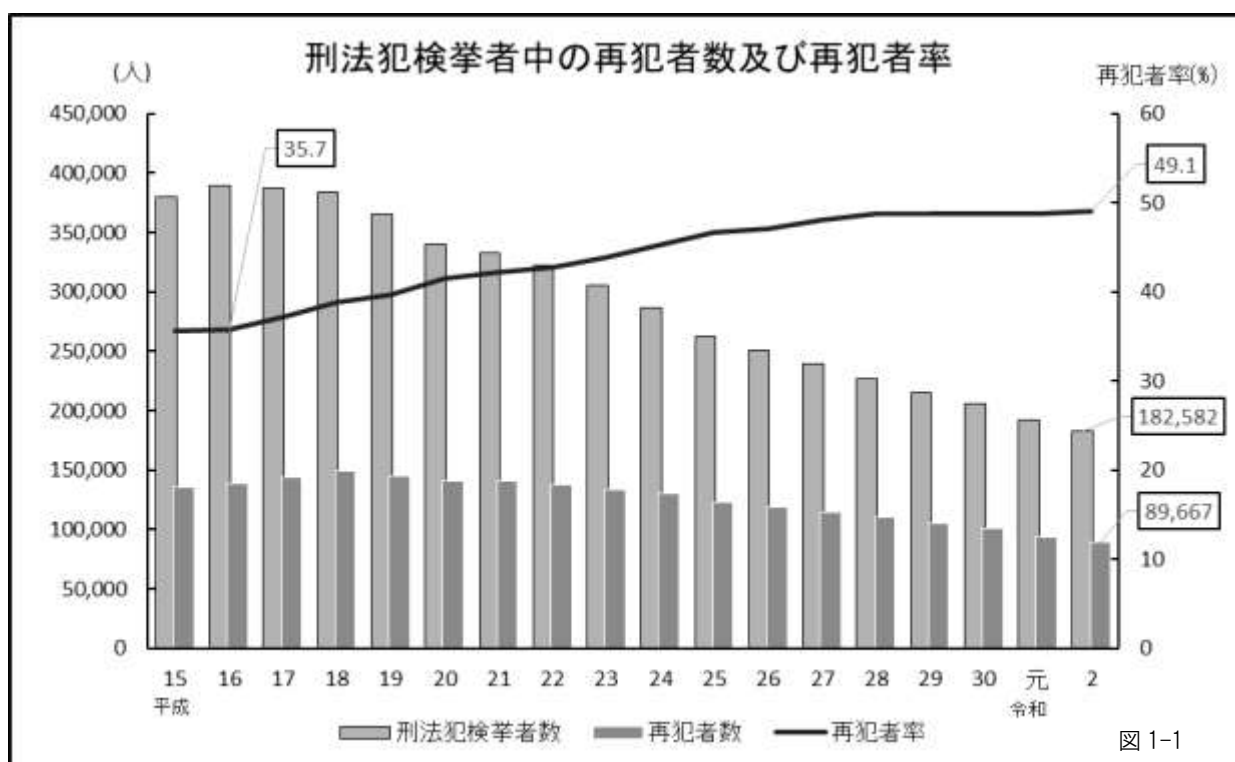


図1-1

(令和3年版再犯防止推進白書より)

誰もが犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らすことのできる社会を目指すために再犯防止の必要性和重要性が高まり、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という)が施行され、翌年の平成29(2017)年12月には再犯防止推進法に基づき「再犯防止推進計画」(以下「国の計画」という)が策定されました。

再犯防止推進法では、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じて再犯防止のための施策を講じるものとされ、再犯防止推進計画の策定に努めるものとされました。これを受けて、令和元(2019)年7月東京都が再犯防止推進計画を策

定しています。

[法律、国・東京都の計画]

平成 28(2016)年 12 月 再犯の防止等の推進に関する法律 施行

平成 29(2017)年 12 月 再犯防止推進計画 閣議決定

令和元(2019)年 7 月 東京都再犯防止推進計画 策定

犯罪を繰り返す背景には、犯罪をした人*の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができない等のために、円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあるとされています。

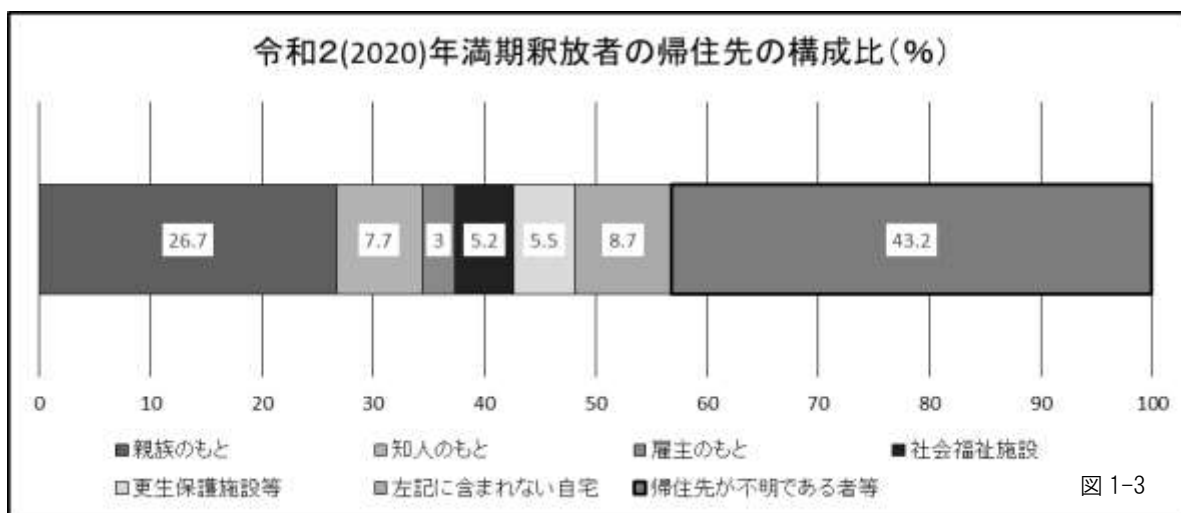
平成 29(2017)年の法務省の調査では過去に刑事施設*を出所し、再び犯罪をして刑事施設に入所した人(再入所者)について、再犯時に仕事に就いていた人と、就いていなかった人の割合を見ると、7割を超える人は再犯時に仕事に就いていなかった人となっています(図 1-2)。



(平成 30 年版再犯防止推進白書より)

また、国の計画では適当な住居が確保されないまま刑務所を出所している人の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている人と比較して短くなっていることが明らかとなっているとされています。

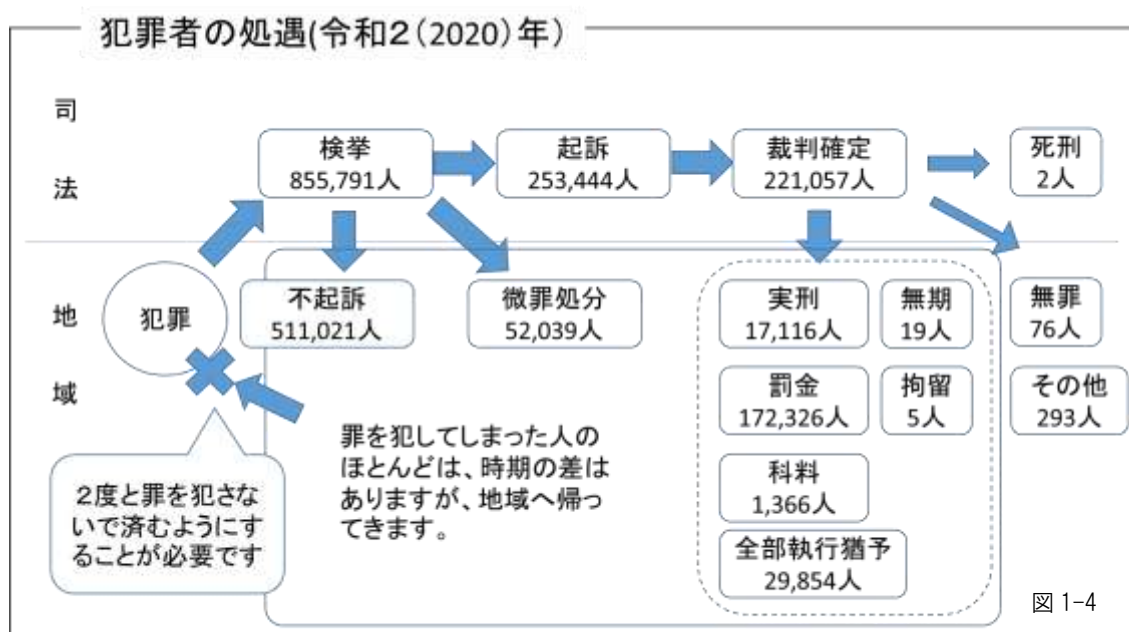
令和 3 年版再犯防止白書によると満期釈放者*の 4 割以上の人「帰住先が不明である者等」、つまり入所中に帰住先を調整できなかった人(暴力団関係者の下への帰住や出入国在留管理庁への身柄引渡し等も含む)となっています(図 1-3)。



(令和 3 年版再犯防止推進白書より)

再犯防止推進法及び国の計画では、犯罪をした人が「犯罪の責任等を自覚すること及び犯罪被害者の心情等を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが重要であること」というまでもない」とした上で、刑事司法関係機関のみではなく、国・地方公共団体・民間の団体その他の関係者が緊密な連携協力をし、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進することとされました。

犯罪を繰り返す人の中には、様々な生きづらさを抱えるものが少なくありません。また誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するためには、犯罪をした人に限らず、様々な生きづらさを抱える市民が地域社会で孤立することのないような地域づくりが求められています。



(令和3年版犯罪白書より作成)

※令和2(2020)年にそれぞれの段階で処遇を受けた人員の数です。

※検挙数は警察等で微罪処分となった人員(52,039人)と検察庁の新規受理人員(803,752人)の合計数を記載しています。(検察庁の人員は、事件単位の延べ人数です。例えば1人が2回送致された場合は、2人として計上しています。)

※「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除です。

▶用語解説◀

*刑法犯検挙者

危険運転致死傷及び過失運転致死傷等を除いた刑法及び次の特別法に規定する罪により検挙された人をいいます。①爆発物取締罰則②決闘罪に関する件③印紙犯罪処罰法④暴力行為等処罰法⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律⑥航空機の強取等の処罰に関する法律⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律⑧航空の危険を生じさせる行為

等の処罰に関する法律⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律⑩組織的犯罪処罰法

警察庁では事件内容によって以下の6種に分類しています

「凶悪犯」「粗暴犯」「窃盗犯」「知能犯」「風俗犯」「その他の刑法犯」

***再犯者**

刑法犯により検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人をいいます。

***犯罪をした人（犯罪をした者等）**

本計画では再犯防止法及び国の計画における「犯罪をした者等」について、「犯罪をした人」と読み替えて表記します(引用文を除く)。

また「地方再犯防止推進計画策定の手引き」（法務省）において、「再犯防止施策はあくまで罪を犯したと認められる者を対象とするものであり、犯罪をした者等の範囲について、再犯防止推進法の成立時に、以下のような付帯決議がなされている。『本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。』」とされています。

***刑事施設**

矯正施設のうち、刑務所(主として受刑者を収容する施設)、少年刑務所(20歳未満の少年受刑者を含む、比較的若年の受刑者を収容する刑務所)、拘置所(主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設)を総称して刑事施設とといいます。

***満期釈放者**

満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した人です。満期釈放者は、保護観察の対象とならず、「仮釈放者」と比べて、本人の特性や出所後の生活環境等においてより多くの課題を抱えている上、再犯防止に必要な支援が行き届いていないこと等により、再犯に至る割合が高くなっています。

(参考)「仮釈放者」

裁判で決められた刑期満了前に仮に釈放される人です。具体的には、自分の犯した罪を悔いる感情と更生して社会で生きていく意欲があって、再び犯罪をするおそれがなく、社会の中で保護観察を受けて生活することが効果的と思われた人に対して、社会感情も考慮した上で許可されます。

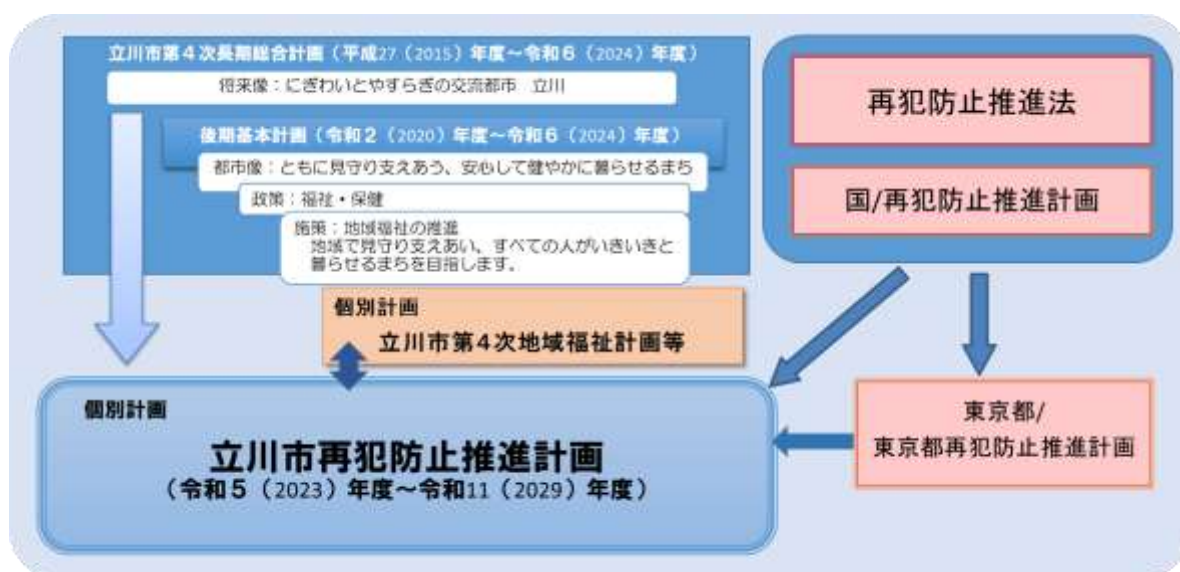
2 計画策定の目的

この計画では国や東京都の再犯防止推進計画を勘案して、再犯防止に資する具体的な立川市の取組を示すことを計画策定の目的とします。

これらの取組は立川市のみではなく、地域の関係者・関係機関・関係団体と連携して行っているものが数多くあります。多くの関係者に再犯防止の理念を広めるとともに、制度・分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて市民や地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

3 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項*に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。国や東京都の再犯防止推進計画を勘案するとともに立川市の最上位計画である「第4次長期総合計画後期基本計画」及び関連する個別計画の「立川市第4次地域福祉計画」等との整合を図ります。



4 計画の期間

計画期間は令和5(2023)年度から令和11(2029)年度までの7年間とします。ただし、期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

▶用語解説◀

*再犯防止推進法第8条1項

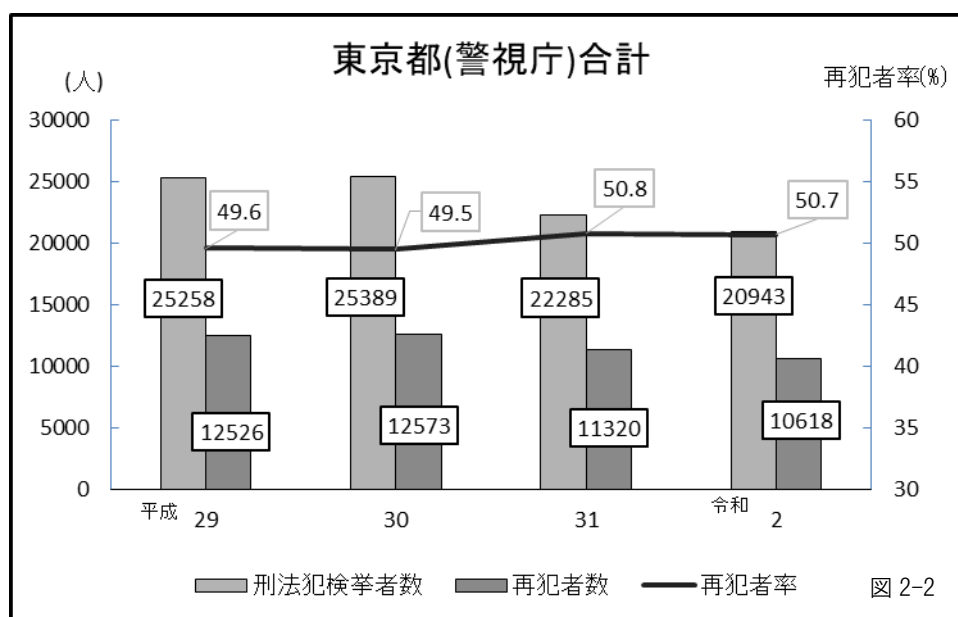
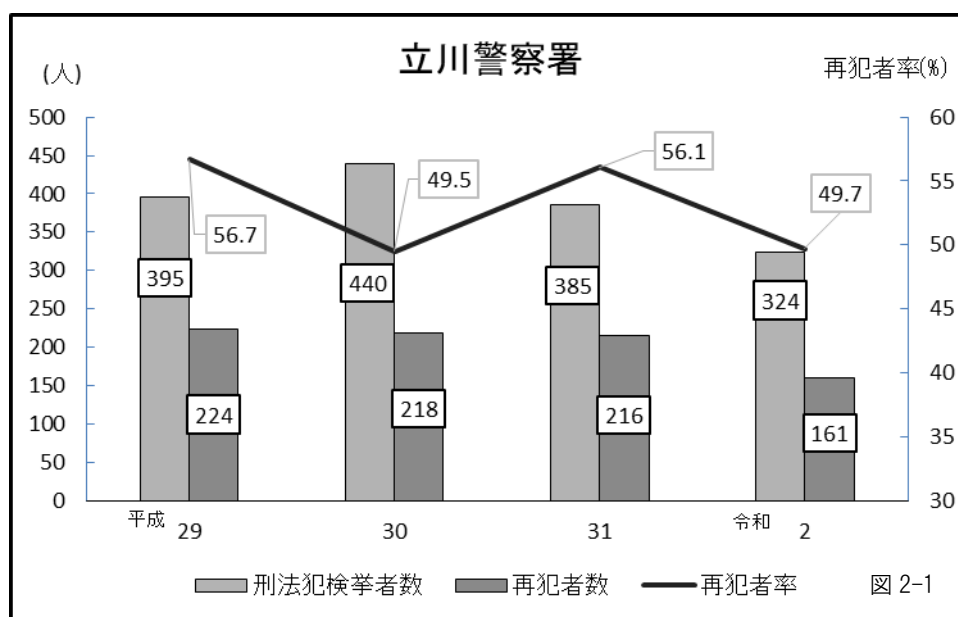
第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

第2章 立川市の状況と国・東京都の取組

1 立川市の状況

(1) 刑法犯検挙者数と再犯者率

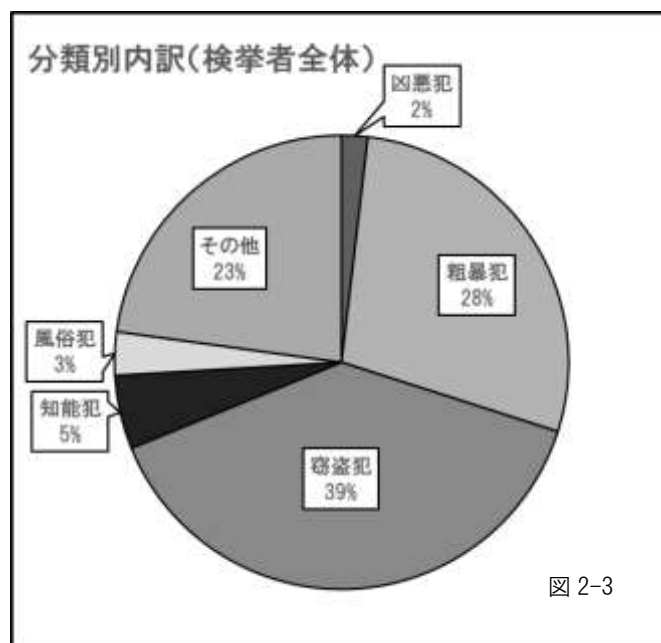
法務省矯正局より提供されたデータによると立川警察署管内*では刑法犯検挙者数は年により増減がみられますが、再犯者数は減少傾向にあります。再犯者率は年により差があり東京都の数値とほぼ同じ年とそれより高い年があります(図 2-1、2-2)。



(法務省矯正局提供データ(少年*を除く)を基に作成)

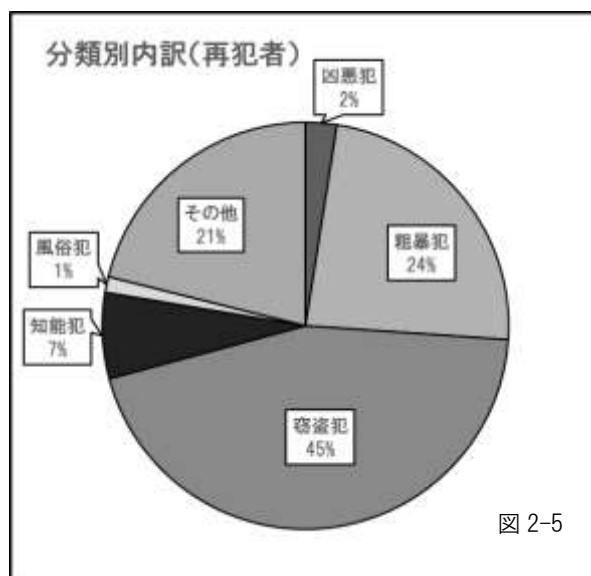
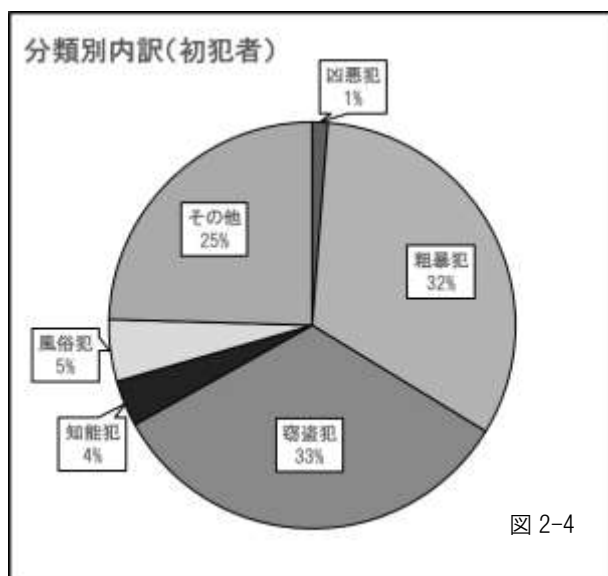
(2) 犯罪の分類別内訳

令和2(2020)年の立川警察署の刑法犯検挙者について、犯罪の分類別*の内訳を見ると窃盗犯が一番多く、次いで粗暴犯が多くなっています(図2-3)。



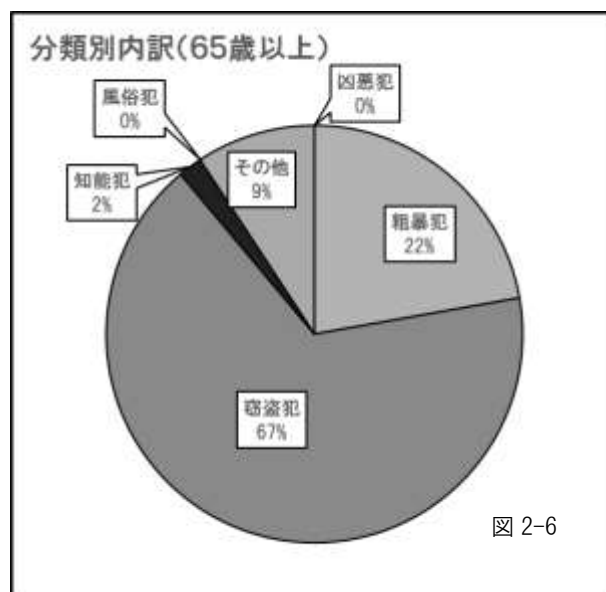
(法務省矯正局提供データ(少年を除く)を基に作成)

犯罪をした人ごとに内訳を見ると初犯者では窃盗犯と粗暴犯がほぼ同じ割合となっていますが、再犯者では窃盗犯の割合が非常に高くなっています(図2-4、2-5)。



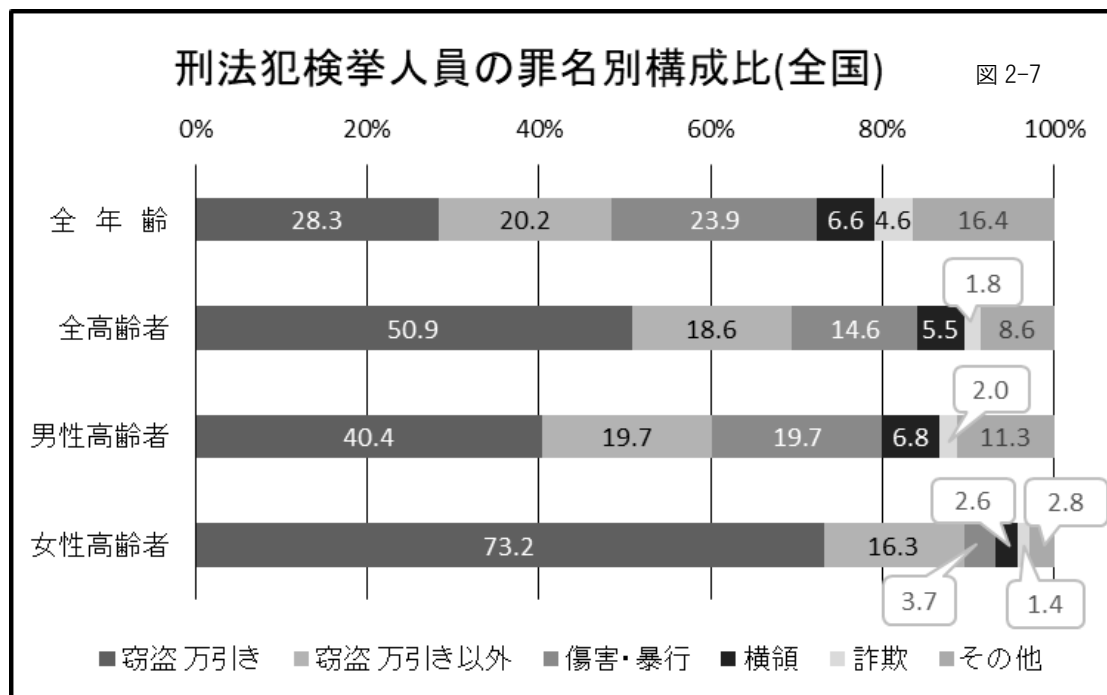
(法務省矯正局提供データ(少年を除く)を基に作成)

また、年齢別で65歳以上の検挙者では窃盗犯が67%、約3人に2人と非常に高い割合となっています(図2-6)。



(法務省矯正局提供データを基に作成)

高齢者の犯罪に占める窃盗の割合は全国の統計データとほぼ同じ数値になっています。令和3年版の犯罪白書によると、女性高齢者の検挙者の約9割が窃盗によるものとなっており、万引きによるものだけで7割を占めています(図2-7)。



(令和3年版 犯罪白書より)

（３）市内の協力雇用主*の状況

犯罪をした人の事情を理解した上で雇用する協力雇用主は、犯罪をした人が就労を確保し継続するために大きな役割を果たしています。

立川市内の協力雇用主数と雇用者数は以下のとおりとなっています。

		業種										合 計	
		製造業	建設業	飲食業	医療 福祉業	その他 サービス業	卸小売業	運送業	電気・ガス ・水道工事	農林漁業	鉱業		その他
令和元年	協力雇用主数		7			3	1						11
	雇用者数		0			9	0						9
令和2年	協力雇用主数		7			3	1						11
	雇用者数		4			5	0						9
令和3年	協力雇用主数		9			3	1						13
	雇用者数		7			6	0						13

- ・協力雇用主数は該当年の12月末日現在です。
- ・雇用者数は該当年1年間に雇用のあった人数です。

（東京保護観察所立川支部提供）

▶用語解説◀

*立川警察署管内(管轄区域)

（上砂町6・7丁目を除く）立川市及び国立市

※上砂6・7丁目は東大和警察署の管轄です。

※令和4(2022)年6月1日現在 上砂6・7丁目の世帯数・人口は0です。

*少年

少年法では20歳に満たない人をいい、男子と女子を含みます。令和4(2022)年4月から、民法の成年年齢引き下げにより、18歳・19歳の者は特定少年と位置付けられました。法務省矯正局提供データには20歳未満の少年は含まれていません。

*犯罪の分類

凶悪犯…殺人・強盗・放火・強制性交等の罪を犯した人をさします。

粗暴犯…暴行・傷害・脅迫・恐喝・凶器準備集合の罪を犯した人をさします。

窃盗犯…侵入窃盗・非侵入窃盗の罪を犯した人をさします。

知能犯…詐欺・横領・偽造・汚職の罪を犯した人をさします。

風俗犯…賭博・わいせつ(強制わいせつ・公然わいせつ・わいせつ物頒布等)の罪を犯した人をさします。

その他の刑法犯…占有離脱物横領・公務執行妨害・住居侵入・器物損壊等の罪を犯した人をさします。

***協力雇用主**

犯罪をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人を雇用し又は雇用しようとする、保護観察所に登録された事業主です。



2 国の取組（巻末資料②「再犯防止推進計画(概要)」参照）

国の再犯防止推進計画では、再犯防止推進法第3条に掲げられた基本理念に基づき、以下のとおり「5つの基本方針」を定め、同法第2章が規定する基本的施策に基づき「7つの重点課題」を設定して取組を進めることとしています。

[5つの基本方針]

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、わかりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

[7つの重点課題]

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

3 東京都の取組 （巻末資料③「東京都再犯防止推進計画の概要」参照）

東京都の再犯防止推進計画では、国の再犯防止推進計画に掲げられた5つの基本方針を踏まえ、次の重点課題に取り組むこととしています。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の整備等



第3章 計画の理念と基本的な考え方

1 計画の理念

お互いを認めあい、受け入れ、支えあうまちづくり

立川市は、同じ地域社会で暮らす一人ひとりが、多様性を尊重し、ともに協働してより良い地域社会づくりを担う「地域共生社会」*の実現を目指しています。

本計画では「地域共生社会」を実現し、犯罪から立ち直ろうとしている人及びその背景にある生きづらさを理解することにより、犯罪をした人もそうでない人もお互いを認めあい、受け入れ、それぞれが主体となって支えあうことのできるまちづくりを理念とします。

2 計画の基本方針と再犯防止に資する施策

本計画の理念を実現するため国及び東京都の再犯防止推進計画を勘案して、以下の基本方針のもとに、再犯防止に資する施策の取りまとめを行いました。今後は再犯防止の視点を加え、より充実した取組を進めていきます。

(1) 基本方針

- ①関係行政機関だけでなく、地域の関係者・関係団体と連携協力し、再犯の防止等に関する施策を推進すること。
- ②犯罪をした人が、その特性に応じ、切れ目なく必要な支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした人が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤立ち直ろうとする犯罪をした人が、地域社会の一員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を広報し、市民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

（２）再犯防止に資する施策

- ①地域の連携体制の推進
- ②安全・安心なまちづくりの推進
- ③就労・住居確保の支援
- ④保健医療・福祉サービスの利用支援
- ⑤学校・地域等と連携した修学支援と非行の防止
- ⑥民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
- ⑦国・東京都等の関係機関・団体との連携強化

3 計画の推進体制

本計画では、再犯防止に資する具体的な立川市の取組を示すことを目的とし、犯罪をした人もそうでない人も、お互いを認め合い、受け入れ、それぞれが主体となって支えあうことのできるまちづくりを理念としています。

市の所管部署がそれぞれの取組を検証しながら進めるとともに、本計画の理念のもと、「地域共生社会」の実現を目指すため、庁内はもとより地域の幅広い関係者・関係機関等と連携する体制づくりを進めます。

本計画と同様に、「地域共生社会」の実現を目指している地域福祉計画や、重層的支援体制整備事業等の仕組みを活用するなどして、取組に関する課題、地域の情報、国等からの再犯防止に係る情報等について、市の所管部署間・関係者・関係機関等で共有し協議することで、必要な改善等を進め次の計画に反映していくこととします。

▶用語解説◀

*地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。（厚生労働省ホームページより）

第4章 再犯防止に資する施策の主な取組

1 地域の連携体制の推進

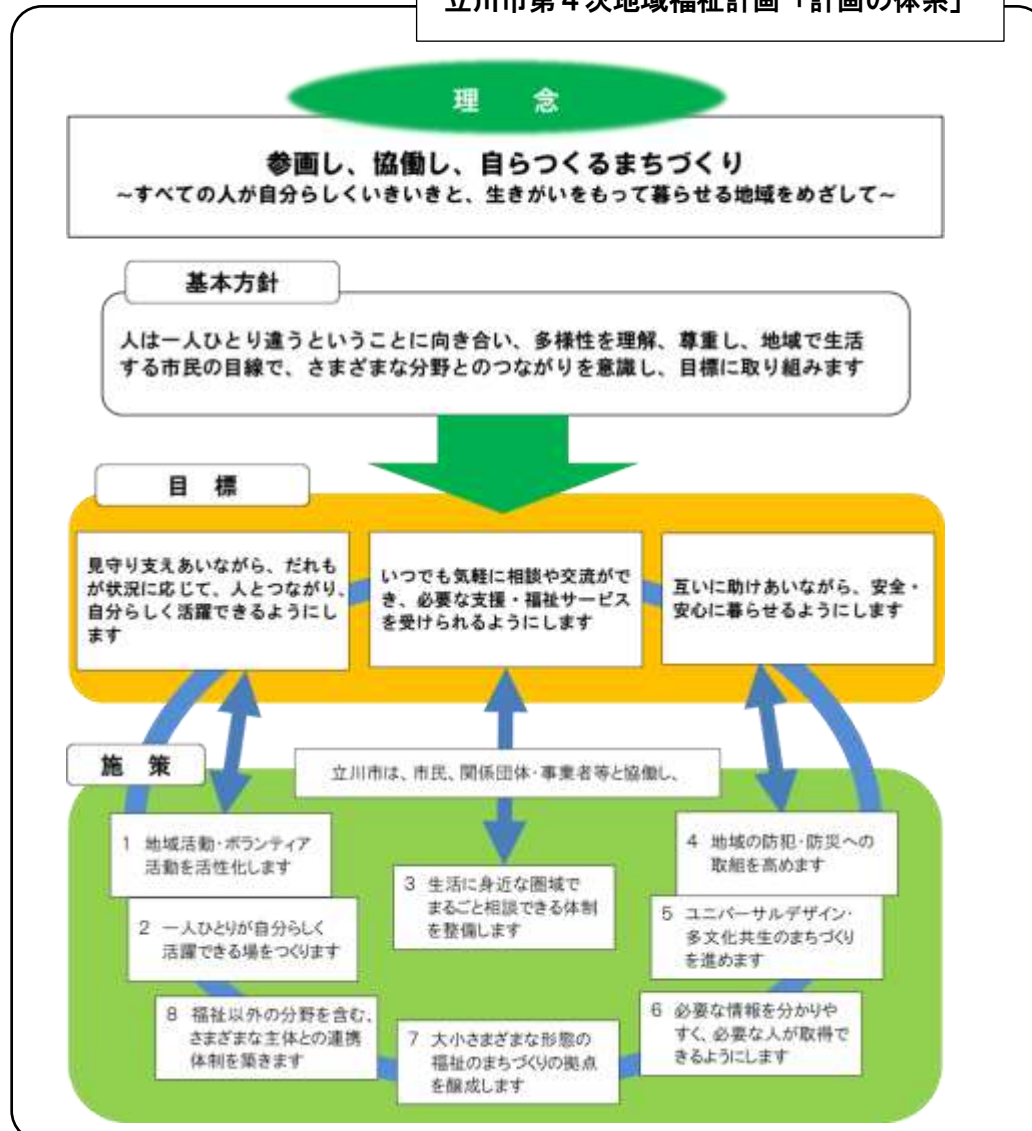
(1) 地域共生社会の実現

【現状と課題】

地域のつながりが薄いために困りごとを抱えている人が地域社会からみえにくくなったり、本人や家族も相談先が分からなかったり、あきらめてしまったりした結果、困りごとを個人や世帯で抱え込んでしまうことが課題となっています。

犯罪をした人に限らず、様々な生きづらさを抱える市民が孤立することなくつながり、すべての人が地域の中で主役となって自分らしく暮らすことのできるような地域共生社会を実現するためには、多様性の理解・尊重のもと、様々な分野が連携し、地域の包摂力を高める必要があります。

立川市第4次地域福祉計画「計画の体系」



【主な取組】

地域共生社会を実現し、誰もが尊重され生きがいをもって暮らせるよう「立川市第4次地域福祉計画」の各施策の取組を推進します。

事業名	【取組名】 概要	主な担当課
・ 地域福祉推進事業 及び 関連事業	【地域福祉の推進】 地域福祉計画を地域福祉課が所管し、各関係所管課が立川市社会福祉協議会をはじめ関連機関・団体等と協働しながら推進していきます。	(計画) 【地域福祉課】 (推進) 【関係所管課】 【立川市社会福祉協議会】

立川市第4次地域福祉計画「施策と主な取組」

①地域活動・ボランティア活動を活性化します

- ・ 地域福祉コーディネーターの活動強化
- ・ ボランティア・市民活動センターの機能強化
- ・ 子ども未来センターを拠点とした市民活動の活性化
- ・ 地域の支えあいネットワークの推進
- ・ 各種事業でのボランティア活動の推進

②一人ひとりが自分らしく活躍できる場をつくります

- ・ 障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりの推進
- ・ 民間事業者等との連携による活躍の場の創出
- ・ 多様な学習の機会と場の創出
- ・ 生涯学習市民リーダーの育成

③生活に身近な圏域でまるごと相談できる体制を整備します

- ・ 相談支援包括化推進員の配置
- ・ 総合的な相談支援
- ・ 行政内部の連携体制強化
- ・ 障害者に対する相談支援
- ・ 生活困窮者の自立支援
- ・ 権利擁護の支援。住宅確保の支援
- ・ 各種ネットワークの構築
- ・ 高齢者、障害者、児童等の虐待防止
- ・ 民生委員・児童委員による地域の見守り、相談支援
- ・ 子ども、家庭に関する相談。各種相談の実施

④地域の防犯・防災への取組を高めます

- ・地域の安全・安心の推進
- ・地域防災の推進

⑤ユニバーサルデザイン・多文化共生のまちづくりを進めます

- ・孤立防止を目的とした外出支援
- ・ごみ出しの支援
- ・建築物、歩道等のバリアフリー化推進
- ・小・中学校を中心とした福祉学習の実施
- ・障害者に対する理解促進
- ・多文化共生の理解促進

⑥必要な情報を分かりやすく、必要な人が取得できるようにします

- ・各種相談窓口での情報提供
- ・市報とホームページ・SNS 等による情報発信
- ・各種情報誌の発行
- ・図書館でのハンディキャップサービス

⑦大小さまざまな形態の福祉のまちづくり拠点を醸成します

- ・多機能拠点「地域福祉アンテナショップ」の設置
- ・支えあいサロン活動の促進。地域懇談会の開催
- ・地域学習館の効果的な利用促進

⑧福祉以外の分野を含む、様々な主体との連携体制を築きます

- ・商店街その他民間事業者との連携
- ・多文化共生推進団体との連携
- ・再犯防止のための連携体制づくり
- ・自治会との連携
- ・放課後子ども教室の開催
- ・総合的な見守りシステムの構築

（２）重層的支援体制の整備

【現状と課題】

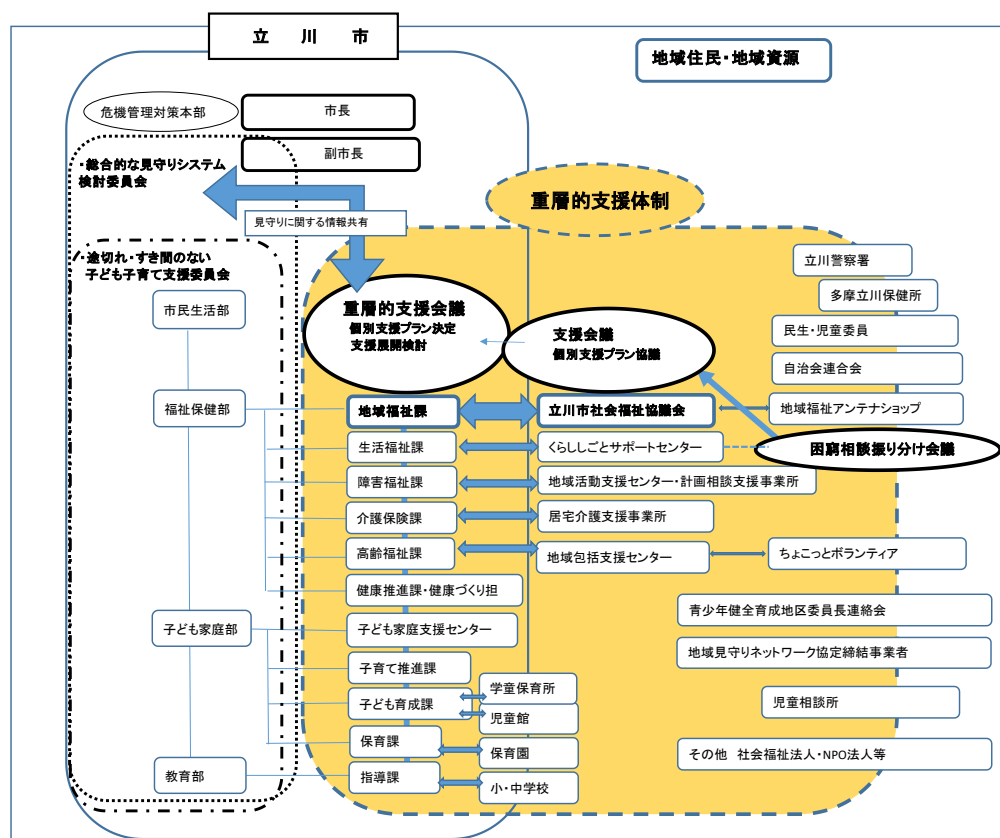
社会的な孤立や生きづらさは本人のみではなく、本人を取り巻く環境が複雑に影響していることがあります。

【主な取組】

ひとつの相談窓口では解決できない課題や、これまでの制度の狭間にあることで解決が難しかった課題について、多分野が制度の縦割りにとらわれず、横断的に連携して支援する体制づくりを進めていきます。

事業名	【取組名】概要	主な担当課
・重層的支援体制整備事業	【重層的支援体制の整備】 本人や世帯が抱える課題を「まるごと」受け止める相談体制、社会とのつながりや参加のための支援体制、世代や属性を超えて交流できる場の整備を「相談支援包括化推進員」や「地域福祉コーディネーター」とともに多機関が連携して進めます。	【地域福祉課】 【関係所管課】 【立川市社会福祉協議会】 【関係機関等】

立川市重層的支援体制整備事業・連携イメージ



2 安全・安心なまちづくりの推進

【現状と課題】

立川市はターミナル駅として多数の乗降客のある立川駅周辺に百貨店をはじめとする大型商業施設やオフィスビル、飲食店などが集積している一方で、住宅街や農業が盛んな地域を持つなど、多様な面がありますが、それぞれの地域の特性にあわせて、地域と行政が一体となってパトロールを実施するなど、犯罪や迷惑行為を防止するための取り組みを進めてきました。

犯罪や犯罪被害の起きにくい、誰もが安全・安心に暮らすことができるまちづくりをこれからも地域とともに推進していく必要があります。

【主な取組】

地域の幅広い関係者と協力して、安全・安心なまちづくりを推進するために主に次の取り組みを進めます。

事業名	【取組名】概要	主な担当課
・地域の安全・安心推進事業	【あいあいパトロール隊】 地域の人や各小学校の PTA などが中心の自主防犯組織が、パトロールを行います。	【生活安全課】
	【子どもの見守り放送】 小学校児童の下校時間と夕方に防災無線により、子どもの安全確保の呼びかけを行い、地域のみなさんに子どもたちの見守りへの協力をお願いします。	【生活安全課】
	【立川市青色防犯パトロール】 子どもの安全確保及び犯罪の抑止を目的に、青色回転灯装備車により市内の防犯パトロールを行います。	【生活安全課】
	【立川見守りメール】 携帯電話やパソコンに電子メールで不審者出没や災害発生等の情報を配信します。	【生活安全課】
・立川駅周辺の安全・安心推進事業	【立川駅周辺安全安心パトロール】 地域団体・事業者・警察・市が協力し、客引き行為、勧誘行為等の迷惑行為を防止するために、立川駅周辺	【生活安全課】

	のパトロールを行います。	
・安全・安心のまちづくり 推進事業	【立川国立防犯協会補助】 地域の実態に即した防犯先行対策を推進し、犯罪の抑止活動を行うとともに、市民の防犯意識の向上を図るため、その中心となって活動する立川国立防犯協会に補助金を交付します。	【生活安全課】
・自治会等への支援事業	【防犯灯設置補助】 自治会が地域の安全及び犯罪予防を図るため、防犯灯を設置又は修繕するための経費を補助します。	【市民協働課】
・子どもの安全安心事務	【防犯ブザー貸与】 児童の登下校時の安全確保のため、市内在住・在籍の小学校新1年生に防犯ブザーを貸与します。	【学務課】
・青少年健全育成推進事業	【子ども110番】 子どもたちが、痴漢や変質者等に遭遇した時に「子ども110番」のステッカーが掲示してある身近な家や商店に避難してもらい、身の安全を守ります。	【子ども育成課】



3 就労・住居確保の支援

(1) 就労に向けた相談・支援

【現状と課題】

国の計画によると刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であった人となっています。また、仕事についていない人の再犯率は、仕事についている人の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

国においては、矯正施設における社会のニーズにあった職業訓練の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」*）の設置を始めとする矯正施設*・保護観察所*・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・確保、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察*対象者の雇用等の様々な施策に取り組んでいます。

地方公共団体においては、刑務所出所者等であるか否かに関係なく、利用可能な既存の各種施策・制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施すること、また当該施策・制度を犯罪をした人などにとって利用しやすいものとする事が期待されています。

【主な取組】

就労は安定した生活を送るうえで重要な基盤となるものです。誰もが安定した生活を送ることができるよう、主に次の取組を進めます。

事業名	【取組名】概要	主な担当課
・生活困窮者自立支援事業	【生活困窮者自立支援事業】 生活や仕事でお困りの人、一人ひとりに合わせた相談・援助を行い、その人なりの自立に向けた支援をします。	【生活福祉課】 【立川市社会福祉協議会】
・子ども・若者自立支援ネットワーク事業	【たちかわ若者サポートステーション出張相談】 若者の自立支援、就労支援を行う「たちかわ若者サポートステーション」が立川市役所で無料の出張相談を月に1回実施します。	【子ども育成課】
・若者就業支援事業	【若者就業支援事業「マイチャレンジたちかわ」】 おおむね15～25歳の「仕事体験やセミナーを通じて就職につながる	【産業振興課】

	一歩を踏み出したい」と考えている若者の活動を支援します。	
・就職氷河期世代就労支援事業	【就職氷河期世代就労支援事業「シャフト・プログラム」】 就職氷河期世代と呼ばれる昭和46(1971)年～昭和61(1986)年生まれで、自身の意向に反し非正規雇用等の不安定な状況におかれている人、または無業で就労希望の人を支援します。	【産業振興課】
・アクティブシニア就業支援事業	【アクティブシニア就業支援事業】 立川商工会議所が運営する無料職業紹介所において、おおむね55歳以上の中高年齢者の就業を支援します。	【産業振興課】
・シルバー人材センター助成事業	【立川シルバー人材センター助成事業】 シルバー人材センターにおいて高齢者が長年培った知識や技能を活かして働くことを支援します。	【産業振興課】
・母子家庭等就業支援事業	【母子家庭等就業支援事業】 自立支援教育訓練給付金：就業を目的とした教育訓練講座受講に給付金を支給します。 高等職業訓練促進給付金：修業期間1年以上の国家資格取得に給付金を支給します。	【子育て推進課】
・施設サービス事業	【障害福祉サービス事業所への通所相談】 心身に障害のある人が生活訓練や作業等の活動を通じて日常生活の充実及び社会的自立を目指した支援をします。	【障害福祉課】
・障害者就労支援事業	【障害者就労支援センター「はたらこ」】 一般就労を希望する障害者に対し、	【障害福祉課】

	生活支援と就労支援を一体的に提供し、障害者の自立と社会参加を推進、市役所庁内での職場実習も行います。	
・社会を明るくする運動	【協力雇用主制度・コレワーク等の周知促進】 協力雇用主制度やコレワークについて、保護観察所などと連携して周知していくことに努めます。	【福祉総務課】

▶用語解説◀

*コレワーク(矯正就労支援情報センター)

刑務所出所者等の雇用を検討している事業主に対し、ニーズに適合する対象者を紹介し、採用手続きのサポートを行うなどの支援を行っています。

*矯正施設

刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所・婦人補導院のことです。犯罪をした人を収容し、改善更生のための処遇を行います。

*保護観察所

更生保護の実施機関として、①保護観察②生活環境の調整③更生緊急保護④恩赦の上申⑤犯罪予防活動⑥精神保健観察⑦犯罪被害者等施策などの事務を行っています。

*保護観察

非行のある少年や犯罪をした人が社会の中で更生できるように、保護観察官が保護司と協働しながら「指導監督」および「補導援護」を行います。

保護観察対象となるのは「保護観察処分少年」「少年院仮退院者」「仮釈放者」「保護観察付執行猶予者」です。

（２）住居の確保

【現状と課題】

令和３年版再犯防止推進白書によると刑務所を満期釈放された人のうち４割以上の人が「帰住先が不明である者等」、つまり入所中に帰住先を調整できなかった人となっています。また国の計画によると、これらの人の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保がされている人と比較して短くなっていることが明らかとなっています。

国においては受刑者等の釈放後の生活環境の調整*の充実や、親族等のもとに帰住することができない人の一時的な居場所となる更生保護施設*の受け入れ機能の強化、自立準備ホーム*の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取り組みを進めています。

また、住宅確保要配慮者*の類型の一つとして保護観察対象者及び更生緊急保護*対象者が含まれています。

地方公共団体には、居住支援協議会を活用した入居の促進等が期待されています。

【主な取組】

住居の確保は、安定した生活を送るための大前提であって、誰もが住居に困ることの無いよう、主に次の取組を進めます。

事業名	【取組名】 概要	主な担当課
・ 居住支援事業	【居住支援協議会】 不動産関係団体、居住支援団体、地方公共団体等が連携し、住まい探しにお困りの住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対して情報提供等の支援を協議します。	【住宅課】
	【住居相談窓口「みんなの住まいサポートたちかわ」】 住宅確保要配慮者を対象に住まいの相談窓口を開設します。	【住宅課】
・ 市営住宅管理運営	【市営住宅】 一定の所得以内の住宅に困っている人が入居できる公営住宅を管理します。	【住宅課】
・ 空家等対策事業(住宅課)	【空家等の利活用の推進】 空家等と、それを利用したいといったニーズを結びつける仕組みづくりの構築を目指します。	【住宅課】

・シルバーピア維持管理 ・高齢者集合住宅対策事業	【高齢者集合住宅（シルバーピア）事業】 一定の所得以内の 65 歳以上のひとり暮らしや二人暮らし世帯を対象とし、地域の中で自立して安全な生活を営むことができるよう生活援助員を配置し、緊急通報システム等を備えた住宅を管理します。	【住宅課】 【高齢福祉課】
・生活困窮者自立支援事業	【住居確保給付金の支給】 離職・廃業により住居を失った人、または失うおそれのある人に、住居確保給付金として一定期間家賃相当額を支給します。	【生活福祉課】 【立川市社会福祉協議会】
・母子生活支援施設事業	【母子生活支援施設】 18 歳未満の児童を持つ母子世帯で、児童の養育について生活上困難な問題を抱えている場合、母と子が一緒に入所できる居室を提供します。	【生活福祉課】
・障害者グループホーム等運営事業	【グループホーム等の家賃補助】 障害者グループホーム等を利用している人に対し、利用者の収入に応じて家賃の一部又は全部を助成します。	【障害福祉課】
・成年後見・福祉サービス総合支援事業	【たちかわ入居支援福祉制度】 判断能力が十分でない高齢者や障害者などで、賃貸住宅を借りる際に保証人のいない人が、日常生活自立支援事業を契約し、一定の費用を預けることで立川市社会福祉協議会が保証人になります。	【福祉総務課】 【立川市社会福祉協議会】

▶用語解説◀

*生活環境の調整

保護観察所の保護観察官と保護司が協働して、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰をしたときに、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先

などの帰住環境の調整や相談を行っています。

***更生保護施設**

矯正施設から釈放された人や保護観察中の人のうち、帰る家がない人を対象に、一時的に宿泊場所や食事を提供し、自立を支援する民間の施設です。

***自立準備ホーム**

適当な住居がない犯罪をした人を受け入れるため、ホームレス支援団体など、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が保有する宿泊場所です。

***住宅確保要配慮者**

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な人です。

***更生緊急保護**

矯正施設を満期で出所した人など、刑事手続等による身体拘束を解かれた後、原則6月以内の人に対して、本人の意思に基づき、保護観察所が再犯防止のための指導や支援等を行います。



4 保健医療・福祉サービスの利用支援

【現状と課題】

国の計画によると 65 歳以上の高齢者が、出所後 2 年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後 5 年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約 4 割の人が出所後 6 か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

国においては矯正施設出所者等に対する支援の一つとして、受刑者等のうち適当な帰住先が確保されていない高齢者や障害のある人が出所後に福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センター*の設置や矯正施設や更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所が、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関と連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施してきました。

また、起訴猶予者等*についても、検察庁において、知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等の福祉的支援を必要とする人に、弁護士や福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時に福祉サービスに橋渡しするなどの取組をしてきました。

しかしながら、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどにより必要な福祉サービスと結びつかない場合もあります。

令和 3 年版犯罪白書によると覚醒剤取締法違反により検挙された成人の同一罪名再犯者率*は近年上昇傾向にあり、令和 2 年は 70.1%となっています。薬物依存症からの回復に向け継続的な治療・支援が必要です。

【主な取組】

様々な生きづらさを解消するために必要な福祉サービスとつながることが必要です。経済的困窮の解消だけでなく、地域で孤立せずに人と人がつながり、誰もが必要とされる地域づくりの取組を進めます。

また、各種相談事業等で受付けた依存症などの相談は、適切な医療や福祉サービスが受けられるよう関係機関につないでいきます。

事業名	【取組名】概要	主な担当課
・重層的支援体制整備事業	【重層的支援体制整備事業(再掲)】 相談支援包括化推進員や地域福祉コーディネーターとともに、世帯の複合的な課題に行政分野を超えて取組支援をします。	【地域福祉課】 【各関係所管課】 【立川市社会福祉協議会】 【関係機関等】

・ 民生委員等関連事業 ・ 社会福祉協力委員事業	【民生委員・児童委員*】 市役所や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関と連携して、ひとり暮らし高齢者世帯への訪問・見守りや子育て世帯への支援、福祉サービスを必要とする住民への助言等を行います。	【福祉総務課】
・ 生活保護費	【生活保護】 高齢等で働けなくなったり、又は働いても病弱等の理由で収入が減少するなどし、生活に困っている人に対して、申請に基づきその困窮の程度に応じて生活保護法による生活保護が受けられます。	【生活福祉課】
・ 生活困窮者自立支援事業	【「立川市くらし・しごとサポートセンター」】 生活困窮者への相談窓口を総合福祉センター内に開設します。	【生活福祉課】 【立川市社会福祉協議会】
・ 包括的支援事業	【地域包括支援センター・福祉相談センター】 高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送ることができるよう支援する地域の相談窓口を開設します。	【高齢福祉課】
・ 地域見守りネットワーク事業	【地域支え合いネットワーク事業】 高齢者を地域全体で支え合い、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう地域住民同士の見守りネットワーク活動を構築し、ちょこっとボランティア活動や安否確認を行います。	【高齢福祉課】
・ 認知症施策推進事業	【認知症カフェ】 認知症の人もそのご家族も、地域の人も専門職も一緒になって語り合い、ほっと一息つける集いの場を開催します。	【高齢福祉課】

・ 認知症施策推進事業	【認知症地域支援推進員】 認知症に関する相談や介護と医療の連携強化、認知症カフェやサロン等通いの場のお手伝い、地域での支援ネットワーク作りに取り組めます。	【高齢福祉課】
・ 任意事業	【認知症サポーター養成講座】 認知症の人への理解を深め、すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、学校や企業、団体等で認知症サポーター養成講座を開催します。	【高齢福祉課】
・ 地域生活支援事業	【相談支援事業】 障害のある人並びにその家族や介護者などからの一般的な相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。	【障害福祉課】
・ 精神障害対応地域包括ケアシステム事業	【自立支援医療（精神通院）制度】 精神障害者に対し、精神障害の状態の軽減のために適正な医療の普及を図ることを目的として支援します。	【障害福祉課】
・ 母子家庭等就業支援事業 ・ 入院助産 ・ 母子緊急一時保護事業 ・ 母子生活支援施設事業	【母子・父子自立支援、女性相談】 生活に関することやその手続きなどにお困りのとき、母子・父子自立支援員、婦人相談員が相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。	【子育て推進課】 【生活福祉課】
・ 子育てひろば事業	【子育てひろば事業】 就学前の乳幼児と保護者等の遊び場と保護者同士の集いの場を提供。子育て支援情報を提供。指導員による子どもと子育て家庭からのあらゆる相談を受け付けます。	【子育て推進課】
・ 子ども家庭総合相談事業	【子ども家庭総合相談事業】 子どもと子育て家庭からのあらゆる相談を受け付けます。	【子ども家庭支援センター】

・子ども家庭総合相談事業	【ファミリーフレンド事業】 市民団体のボランティア支援者が、妊婦または児童のいる家庭を訪問し、保護者の話し相手となることによって、育児の不安や孤立の解消をはかります。	【子ども家庭支援センター】
・保健衛生関連負担金・補助金	【薬物乱用防止推進立川市協議会への支援】 中学校での薬物乱用防止教室、ポスター・標語コンクールやイベント等での啓発活動を通して、普及啓発を進め薬物乱用を未然に防ぎます。	【健康推進課】
・いのち支える自殺総合対策事業	【いのち支える自殺総合対策事業】 自殺の背景には、多様かつ複合的な要因があることや、地域における自殺の特性を踏まえ、庁内外や地域との連携、他自治体との連携を図りつつ、総合的な自殺対策に取り組みます。	【健康推進課(健康づくり担当)】

▶用語解説◀

*地域生活定着支援センター

刑務所・拘置所・少年院などの矯正施設を出所した自立が困難な高齢者や障害者を、必要な福祉的支援につなぎ、社会復帰を手助けする機関です。

*起訴猶予者

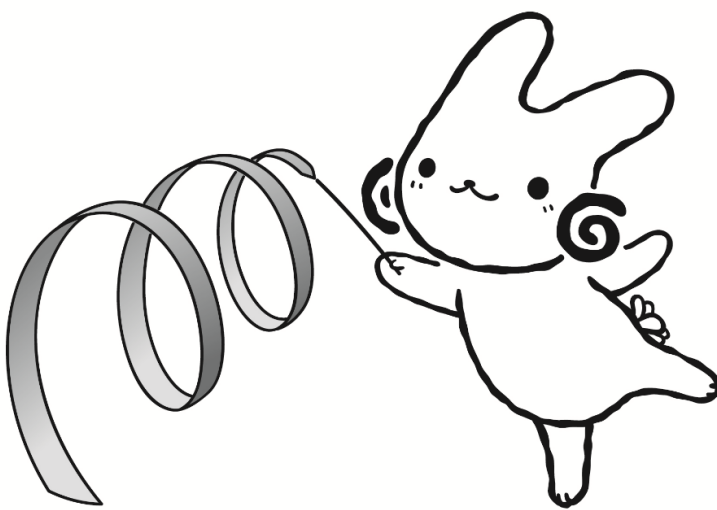
罪を犯したことが事実で、それを証明する十分な証拠はあるものの、犯人の性格や年齢、境遇、犯罪の軽重、情状、犯罪後の状況など様々な事情を考慮して、不起訴となった人です。

*同一罪名再犯者率(覚醒剤取締法違反)

覚醒剤取締法違反の成人検挙人員に占める、前に同法違反で検挙されたことがあり再び同法違反で検挙された人員の比率です。

*** 民生委員・児童委員**

地域の身近な相談相手として、必要な支援を行い、地域の福祉向上に取り組むボランティアです。民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。



5 学校・地域等と連携した修学支援と非行の防止

【現状と課題】

国の計画によると、全国の高等学校進学率は 98.5%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、少年院入院者の 28.9%、入所受刑者の 37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。

また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、少年院入院者の 36.8%、入所受刑者の 24.6%が高等学校を中退している状況にあります。

国においては高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない人及び高等学校等を中退する人に対する就労等の支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学にむけた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS 会*等の民間ボランティアの協力による学習支援等を行っています。

学校や地域における非行の未然防止に向けた取り組みを更に推進する必要があります。

【主な取組】

いじめや貧困・虐待などの環境や本人の特性による生きづらさによる非行や修学の阻害要因に対し、学校・地域と連携しながら子どもや家庭を支援するために主に次の取組を進めます。

事業名	【取組名】概要	主な担当課
・教育相談	【教育相談】 学校に行きたがらないなど気がかりなことや悩みごとについて、心理の専門相談員が相談にあたります。	【教育支援課】
	【教育相談員の巡回相談】 学校からの依頼を受け、教育相談員が学校を訪問し、支援が必要と思われる児童・生徒に関して助言等を行います。	【教育支援課】
・教育事業事務	【スクールカウンセラーの配置】 全小中学校にスクールカウンセラーが週1回配置され、相談にあたります。	【指導課】

・教育事業事務	【スクールソーシャルワーカーの活用】 いじめ、不登校など、学校における生活指導上の課題に対応するため、小中学校等にスクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関等と連携して課題解決の支援をするための働きかけを行います。	【指導課】
	【立川市いじめ防止対策審議会】 いじめの発生・取組状況についての現況を踏まえ、弁護士をはじめ専門知識・経験を持つ委員が、いじめの防止、早期発見・早期対応のための審議をします。	【指導課】
・地域学校連携事業	【学校運営協議会】 地域の関係者が協議する場をつくり、地域全体で子どもたちの成長を支えます。	【指導課】
・子ども・若者自立支援ネットワーク事業	【定時制・通信制等学校相談会】 進路選択に困っている中学生や、高校を不登校になってしまった高校生などに、学校の選び方や違いを知ってもらい、自分にあった進路先を見つけてもらうための相談を行います。	【子ども育成課】
・放課後居場所づくり事業	【放課後子ども教室】 子どもの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、遊びや、学習・地域住民との交流の取り組みを推進します。	【子ども育成課】
・青少年問題協議会運営	【青少年問題協議会】 家庭、地域、学校等と連携した取り組みの充実を図り、青少年の健全な育成を推進します。	【子ども育成課】
	【青少年補導連絡会】 各地域における青少年の保護、矯正	【子ども育成課】

	指導、補導等の活動に関して、適切な処遇を研究協議するとともに、地域青少年の問題行動等についての情報交換やケース研究を行い、家庭、学校、地域及び関係機関と連携しながら青少年の非行防止を図ります。	
・青少年健全育成推進事業	【青少年健全育成】 家庭、地域、学校、関係機関が一体となって、児童・生徒、青少年が健全に育つ環境づくりを推進します。	【子ども育成課】
	【青少年健全育成地区委員会】 青少年問題協議会で調整した施策に協力するとともに、その施策の実施について連絡調整を図り、かつ、地域の実情に応じた施策を実施しながら青少年をめぐる社会環境の浄化と青少年の健全な育成を図ります。	【子ども育成課】
・子ども家庭総合相談事業	【虐待対策】 子どもに関する団体や学校、保育園などの機関と連携して子どもと家庭を支える子ども支援ネットワークを設置し、虐待防止の取り組みを進めます。	【子ども家庭支援センター】
・重層的支援体制整備事業	【「ひきこもり」「ヤングケアラー」の相談】 「ひきこもり」など生きづらさを抱えている人や、子どもや若者が家族のケアを担っている「ヤングケアラー」に関する相談にあたります。	【地域福祉課】
・生活困窮者自立支援事業	【無料の学習支援教室を開設】 家庭に経済的なゆとりがないなど、悩みを抱える子どもがいる世帯に対して、無料の学習支援教室等を行います。	【生活福祉課】

・低所得者・離職者対策事業	【受験生チャレンジ支援貸付】 高校・大学の入学試験に備えるために必要な学習塾や受験料の貸付支援を行います。	【福祉総務課】 【立川市社会福祉協議会】
・民生委員等関連事業 ・社会福祉協力委員事業	【民生委員・児童委員(主任児童委員)】 民生委員は児童委員を兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守るとともに、子育てや妊娠中の相談・支援等を行います。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。	【福祉総務課】
・保健衛生関連負担金・補助金	【薬物乱用防止推進立川市協議会への支援(再掲)】 中学校での薬物乱用防止教室、ポスター・標語コンクールやイベント等での啓発活動を通して、普及啓発を進め薬物乱用を未然に防ぎます。	【健康推進課】

▶用語解説◀

*BBS 会

「Big Brothers and Sisters Movement」の略称であり、非行に陥ってしまった少年たちの立ち直りを” お兄さん”” お姉さん” の立場で手助けする青年ボランティアです。



6 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

再犯の防止を推進するためには、保護観察所とともに矯正施設を出所する人の生活環境の調整や出所した人の保護観察を行い、寄り添い支援をする保護司*の存在はかせません。保護司は、「社会を明るくする運動」*などの啓発活動においても中心的な役割を果たしています。一方で保護観察対象者と定期的に行う面接の場所を確保することが難しいといった状況もあり、担い手が不足していることが課題となっています。

また、犯罪をした人の社会復帰のためには、本人に自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした人が地域社会で孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要であると考えられます。

再犯防止の取組は地域の多様な関係者・関係団体と協力して進める必要がありますが、市民にとって必ずしも身近ではないため、関心と理解を得にくく、十分に認知されていないなどの問題があります。

【主な取組】

民間協力者の活動を促進し、再犯防止についての認知を進めるため主に次の取組を進めます。

事業名	【取組名】概要	主な担当課
・更生福祉協力員事務	【保護司会事務局】 北多摩西地区保護司会立川分区*の事務局として活動を支援します。市役所の会議室を各種会議の会場として提供するとともに、面接場所の確保に協力します。	【福祉総務課】
	【保護司等ボランティア確保の支援】 保護司の担い手を確保するため、保護観察所及び保護司会による保護司募集の呼びかけ等に協力するとともに、保護司会活動の周知を支援します。	【福祉総務課】
	【更生福祉協力員】 更生福祉協力員として、北多摩西地区保護司会立川分区の保護司が学校や地域と連携した活動に参加し	【福祉総務課】

	ます。	
・福祉団体等助成事業	【東京都北多摩地区保護観察協会】 東京都北多摩地区保護観察協会に 参与し負担金を拠出することによ り、保護司会活動を支援します。	【福祉総務課】
・社会を明るくする運動	【「社会を明るくする運動」の推進】 保護司会を中心に、民生委員・児童 委員、青少年健全育成地区委員会、 BBS 会、社会奉仕団体など幅広い関 係者と協働して、犯罪や非行のない 明るい社会を築こうとする運動を 推進します。	【福祉総務課】

▶用語解説◀

*社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための法務省主唱の全国的な運動です。

*保護司

犯罪をした人等の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。保護司は保護司会を組織し、その地区の保護司活動が円滑に進むよう計画を策定し、連絡・調整その他の事務を行っています。

*北多摩西地区保護司会立川分区

保護司は保護司会を組織して、その地区の保護司活動が円滑に進むよう計画を策定し、連絡・調整その他の事務を行っています。立川市は周辺市（昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市）とともに北多摩西地区の保護区に属しています。それぞれの市に分区があり、活動をしています。

7 国・東京都等の関係機関・団体との連携強化

【現状と課題】

前項までの再犯防止に資する施策は、国・東京都等の関係部署と連携することで、より効果的に進められるものがあります。

また、市内には法務省東京保護観察所立川支部、東京地方検察庁立川支部、矯正施設である立川拘置所*があり刑事司法手続きから地域へと切れ目のない支援を進めるために連携していく必要があります。

【主な取組】

各関係機関・団体と連携するため主に次の取組を進めます。

事業名	【取組名】 概要	主な担当課
・ 社会を明るくする運動 及び 関連事業	【国・東京都等の関係部署との連携】 再犯防止に資する施策に効果的に取り組むため、関係各課は必要に応じて国・東京都等の関係部署と連携して事業を推進していきます。	【福祉総務課】 【関係所管課】
・ 更生福祉協力員事務 ・ 社会を明るくする運動	【東京保護観察所立川支部との連携】 東京保護観察所立川支部は保護司会の主管部署でもあり、保護司会活動の支援や社会を明るくする運動を通じて連携を進めていきます。	【福祉総務課】
・ 社会を明るくする運動 ・ 生活保護費 ・ 生活困窮者自立支援事業 ・ 重層的支援体制整備事業	【東京地方検察庁立川支部との連携】 東京地方検察庁立川支部の社会復帰支援室と情報交換をするなど関係を強化し、連携して犯罪をした人が地域社会で生活していくための支援をしていきます。	【福祉総務課】 【生活福祉課】 【地域福祉課】
・ 社会を明るくする運動	【立川拘置所との連携】 立川拘置所とは拘置所視察委員として、定期的に情報交換をしています。また年1回の矯正展*（あすなろフェスタ）に参加するとともに、社会を明るくする運動等でも協力	【福祉総務課】

	して広報活動を推進します。	
	【社会を明るくする運動の連携】 社会を明るくする運動を主唱する法務省の機関である東京保護観察所、立川拘置所に加え、東京都とも連携して、より広範に効果的に運動を進めていきます。	【福祉総務課】
	【職員向け啓発研修等の実施】 東京都及び東京保護観察所、立川拘置所、東京地方検察庁立川支部等関係機関の協力による再犯防止に関する理解を深めるための研修の実施等を検討します。	【福祉総務課】
・社会を明るくする運動 ・福祉団体等助成事業	【法務省関連会議等への出席】 市町村再犯防止等推進会議*、矯正施設所在自治体会議*等の法務省と地方公共団体との情報・意見交換の場に参加し、再犯防止に係る最新の動向の把握に努めます。	【福祉総務課】

▶用語解説◀

*拘置所

主に刑事裁判中の被告人を収容しているほか、刑事裁判の判決が確定した受刑者を処遇施設である刑務所へ移送するまでの間収容している施設です。

*矯正展

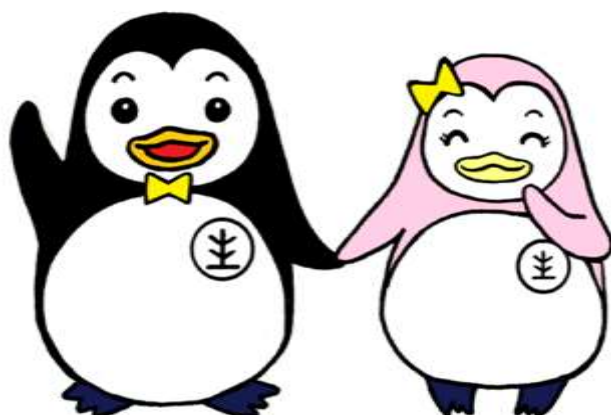
刑務所等で懲役刑受刑者の改善更生を目的として行われている刑務作業についての広報を行うほか、実際に受刑者が刑務作業で製作した「刑務所作業製品」を展示・販売しています。

*市町村再犯防止等推進会議

再犯の防止等の推進に関する政策の企画並びに諸課題等について、法務省及び市町村が協議を行い、国と市町村の再犯防止政策の効果的・効率的な推進を図るとともに、国と市町村間の再犯防止に関するネットワークを構築することを目的とした会議体です。

*** 矯正施設所在自治体会議**

矯正施設が所在する市町村の首長が構成員となってネットワークを形成し、地域ぐるみの再犯防止施策の推進や、矯正施設の人的・物的資源を活用した地域創生策等の推進を目的として、情報交換、調査研究、国及び都道府県への政策提言、地域住民への啓発活動等を行うために設置された、市町村主導の会議体です。



更生保護のマスコットキャラクター
更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん

関係機関コラム
(東京保護観察所立川支部)**非行や犯罪をした人ってどんな人？**

保護観察所では、社会の中で非行や犯罪をした人たちの処遇を行っています。刑務所や少年院で処遇する施設内処遇に対して、保護観察所で行っている処遇は、社会内処遇と呼ばれています。

多くの方は、非行や犯罪をした人と接したことがなく、非行や犯罪をした人たちについてなかなかイメージを持つことが出来ないのではないかと思います。これまで保護観察官として非行や犯罪をした人と接してきて思うことは、非行や犯罪をした人は目に見えにくいハンデを持っている人が多いということです。

非行や犯罪をした人たちにもいろいろな人がいますが、皆様にイメージしていただきやすいように、2つ事例を紹介したいと思います。

事例1 16歳少年。両親との3人暮らしです。お父さんは自分の気持ちを主張するだけで、お母さんは精神的な病気のためかほとんど話をすることはありません。家は雑然としていて片付けられておらず、足の踏み場也没有ありません。勉強について行けないため、中学校は気の向いた時しか通いませんでした。保護観察になって、土木関係の仕事を見つけてきましたが、すぐに辞めてしまい、しばらくすると家にも帰らなくなり、彼女と遊び歩く日々の中で再非行に至ってしまいました。

この少年には知的にハンデがあるのですが、特別な支援が必要というほどではありません。両親は、少年に関わろうとする気持ちはあるものの、自身にも様々な問題があり、少年にきめ細かく対応することができていませんでした。中学校にきちんと通っていませんでした。先生から働きかけを受ける機会も充分ありませんでした。しつけや大人になるための訓練を受ける機会もないまま働き始めても、仕事が続かないのは当然といえば当然でした。

事例2 69歳男性。かつては公務員として働いていましたが、失恋をきっかけにアルコール依存症となって失職し、飲み代欲しさに無銭飲食や無賃乗車をし、受刑を繰り返していました。家族から見放され、刑務所を出ても行く当てもないまま、アルコールを飲んで所持金を使い果たし、刑務所に戻ろうとタクシーを警察署まで走らせて運転手に突き出してもらっていたからです。

この男性は、ここ何度かの釈放の際に保護観察所に保護を申し出たことはありませんでした。市役所にも相談した様子はありません。しかし、服役30数回目の満期釈放時

に保護観察所に保護を申し出て、更生保護施設に受け入れてもらえることになり、生活保護にもつながりました。これまでの再犯期間は最短1日、最長でも7か月と極めて短かったのですが、今回は再犯することなく、11月日に自宅アパートで食べ物を喉に詰まらせて亡くなりました。アルコール依存症に対する特別な治療は受けませんでした。が、更生保護施設、市役所、男性が信仰し始めた宗教関係者の支援を受け、亡くなるまでの間、飲酒の問題は生じませんでした。

非行や犯罪をした人の中には、生きづらさを抱えているものの、既存の制度と制度の狭間に落ちてしまいがちだったり、非行や犯罪をした人だけでなく家族もそれぞれいろいろな問題を抱えていたり、既存の制度の対象となる場合であっても自分からはその制度につながるができなかったり、制度につながることでできてもつながり続けることができず、問題を解決するために非行や犯罪という誤った方法をとってしまう人たちがいます。

矯正施設や保護観察所では、収容者や保護観察を受ける人と関わるができる期間がそれぞれ定められており、生きづらさに寄り添ってずっと関わるができるわけではありません。このため、地域住民の一人として、市役所など地域の方々に必要な支援をしていただくことが、非行や犯罪をした人たちが再び非行や犯罪をすることがないようにするためには重要なのだと思います。

非行や犯罪を防ぐためには？

東京保護観察所立川支部は、『社会を明るくする運動』立川市推進委員会（委員長：市長）の一員として、非行や犯罪の防止活動にも力を入れています。

非行や犯罪をした人たちは少年院や刑務所にずっといるように思われがちですが、非行や犯罪をした人のうちほとんどの人はいずれ社会の中に戻ってきます。更生するという気持ちを持っていても、社会の中に居場所や仕事がないと、再び非行や犯罪をしてしまいやすいので、やり直そうとしている人たちに対しては、温かい目で支援をしたり見守ったりしていただければと思います。

御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

関係機関コラム

(北多摩西地区保護司会立川分区)

●保護司とは

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、守秘義務をもち、給与はありません。その主な職務は、民間ボランティアとしての特性をいかし、保護観察官（保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力して保護観察に当たること、刑事施設や少年院から社会復帰を果たした人が、スムーズに社会生活を営めるよう、住居や就業先など生活環境の調整をすること、地域の犯罪や非行を予防する啓発活動を行うことなどがあり、現在、全国で約4万7,000人が活動しています。保護司法では、保護司になる人の条件として、①社会的信望を有すること、②職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること、③生活が安定していること、④健康で活動力を有することのすべてが必要とされています。保護司の任期は2年ですが、再任されることができます。

●立川市保護司会（北多摩西地区保護司会立川分区）について

保護司は、配属された保護区の保護司会に加入し、組織的活動を行っています。立川市に居住する保護司は、北多摩西地区（立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市の5分区からなる保護区）に配属され、北多摩西地区保護司会（立川分区）に所属します。

立川分区では、保護司の研修や広報誌「立川保護司会だより」の発行、市内小・中学校との連携活動、市の委託を受け主管団体として「社会を明るくする運動」の企画・運営全般を担うことなど、青少年の健全育成や犯罪防止活動を幅広く展開しています。また、青少年問題協議会、青少年補導連絡会、青少年健全育成地区委員会、薬物乱用防止推進立川協議会、社会福祉協議会、立川・国立暴力団追放協議会、立川・国立防犯協会など各種関係団体との連携協力を深めています。



「社会を明るくする運動」の駅頭活動

立川分区では、保護司の高齢化が進み、定年を迎えた保護司の退任に伴い、保護司の安定的な確保が喫緊の課題になっています。立川分区の保護司定数は60名ですが、現員は45名で充足率は75%です。今後、さらに満期年齢の退任者が見込まれており、幅広い市民の中から保護司適任者を確保して保護司を増やす必要があります。立川市や市内の様々な団体に協力を仰ぎながら人材を確保することが求められています。

●更生保護サポートセンターについて

北多摩西地区保護司会では、保護司などが更生保護活動を行う拠点として、更生保護サポートセンターを開設しています。サポートセンターでは、保護司への情報提供や対象者との面接場所の提供、関係機関との連携協力による地域ネットワークづくりに努めています。

関係機関コラム (立川拘置所)

1 立川拘置所について

施設の沿革	平成16年 法務省と立川市が施設建設の協定締結 平成19年 新営工事着工 平成21年4月 「立川拘置所」組織新設 平成21年6月 収容開始
職員定員	211名(令和4年10月現在)
収容定員	1,000名 ※内訳 未決拘禁者710名、懲役受刑者290名 ※過去最高収容人数 578名(平成23年6月) ※最近の収容人数 約280名
施設の特徴	「拘置所」は、刑事被告人を収容する施設であり、主たる業務は、罪証隠滅を防止するとともに、裁判の円滑な進行のために被告人を確保することです。また、 <u>犯罪者を社会から隔離し、犯罪の発生を防止することにより、社会の治安を守る</u> という重要な目的があります。 立川拘置所は、東京都多摩地区で発生した犯罪の被告人を収容しています。 なお、裁判で懲役刑が確定した受刑者は、全国の刑務所に移送されます。

2 刑務官とは

立川拘置所で勤務している「刑務官」は、法務省所属の国家公務員です。

刑務官は、施設の規律秩序を維持するために必要なときには、被収容者に対して実力行使をすることや、手錠や武器の使用ができるなど、法律により特別な権限が与えられています。一方で、受刑者を改善更生させ、出所後の再犯を防止するために、矯正指導や生活指導等を行っています。

なお、刑務官は、被収容者の人権に配慮し、適正に処遇するために研修を受け、また、規律の維持のために護身術等の訓練を行っています。

3 被収容者の生活(一例)

立川拘置所には、刑事裁判中の被告人と、判決が確定した受刑者が収容されています。

	未決拘禁者（刑事被告人）	懲役受刑者
処遇の特徴	刑事裁判の必要性から勾留されており、防御権が保障されている。拘置所内の規則に従う必要はあるが、矯正指導を受ける義務はない。	刑罰を受ける者として、自由が制限される。改善更正・再犯防止のために、矯正指導を受けることを義務とされる。
居室	原則として単独室 運動・出廷等の場合を除いて、居室内で生活する。	単独室または共同室 平日の昼間は、工場等での刑務作業が義務とされる。
食事	原則は国から支給するが、弁当を購入できる。	国から支給され、一部の場合を除いて購入できない。
日用品 菓子類	衣類・寝具・日用品は、私物を使用できる。菓子類を購入できる。	国から支給され、購入は限定的である。
面会 手紙	裁判所の命令がない限り、基本的に誰とでも交通でき、相手方に制限はない。	手紙の相手方は、犯罪性のない者に制限される。面会は主に親族に制限される。
その他	入浴は週３回 拘置所内の規律違反行為に対して「懲罰」を科される。 収容中の医療費は無料	

４ 拘置所における再犯防止の取り組み

立川拘置所には、処遇施設である刑務所に移送する前の受刑者（移送前受刑者）の他に、被収容者の食事の調理、衣服の洗濯、清掃等に従事させるために、一定数の受刑者（経理係受刑者）も収容しています。経理係受刑者に対しては、犯罪を反省させ、出所後の社会生活に円滑に適応することで再犯を防止するため、次のような指導を行っています。

（１）改善指導

改善指導には、犯罪の類型に応じた「特別改善指導」とそれ以外の「一般改善指導」があります。

特別	種類	指導を受ける人の主な罪名や属性
	薬物依存離脱指導	覚せい剤取締法違反、麻薬特例法など
	暴力団離脱指導	暴力団員

改善指導	性犯罪再犯防止指導	強姦性交、強制わいせつなど
	被害者の視点を 取り入れた教育	強盗殺人、殺人、傷害、強盗致傷など
	交通安全指導	自動車運転過失致死傷など
	就労支援指導	職場における人間関係に適応するのに必要な 心構えや行動様式を身に付ける必要がある人

一般改善指導	事項	内容
	被害者の感情の理解等	被害者感情理解指導
	規則正しい生活習慣・ 健全な考え方の付与、 心身の健康の増進等	酒害教育、窃盗防止教育、暴力防止プログラム などの行動適正化指導等
	生活設計・行動様式の 付与	社会復帰支援指導、対人関係円滑化指導

いずれの指導においても、テキストによる学習だけでなく、犯罪被害者を支援する団体や依存症の経験のある方たちによる自助グループから講師を招いた講話やグループワーク、面接指導等を通じ、自身が犯罪に至った経緯や原因を掘り下げるとともに、社会生活に適応するために、正しい行動様式を身に付けられるよう手助けしています。

(2) 住居と居場所（仕事）の支援

様々な理由により出所時に適当な帰住地を確保できない受刑者に対しては、保護観察所と連携して更生保護施設への帰住を視野に入れて調整を行い、住居の確保を行うとともに、出所後の就労が確保できていない受刑者に対しても、長期の就労定着に重点を置いてキャリアカウンセラーによるカウンセリングを行うとともに、ハローワークの協力を得て収容中の採用内定を得られるよう調整を行うなど、再犯を行わないための様々な援助を行っています。

※ 刑務所・拘置所から社会復帰した人たちが、再び犯罪に手を染めることなく、よき隣人として暮らしていくためには、地域の皆様方に温かく受け入れていただくことが大切になってきますので、御協力をお願いいたします。

関係機関コラム

(立川市社会福祉協議会)

「誰もが ふつうに くらせる しあわせなまち 立川」の実現を目指して

社会福祉協議会の目的・使命

社会福祉協議会は社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められ、全国の市町村において「住民主体の福祉コミュニティづくり」を使命として地域福祉を推進する公共性、公益性の高い社会福祉法人です。

立川市における地域福祉推進においても、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉市民活動計画は、官民の両輪の計画として位置づけられ、協働して地域福祉の推進を図っています。

「第5次立川あいあいプラン21」

地域福祉市民活動計画「第5次立川あいあいプラン21」は、地域の福祉課題を解決するために、地域住民をはじめ、公私の関係団体や地域団体が連携し、それぞれの役割を担いながら、地域福祉を推進するための活動計画です。プランの**基本理念**は「誰もが ふつうに くらせる しあわせなまち 立川」です。「ふつう」という言葉の中には、誰もが健康で文化的な生活を営めるということや、楽しく、いきいきとした生活などを含み、そこにたどり着くまでの自立性や主体性を育むという思いが込められています。障害があっても介護が必要になっても、それぞれの状況に応じて幸せに暮らせるまち、ノーマライゼーションを進める立川。その実現を目指しています。

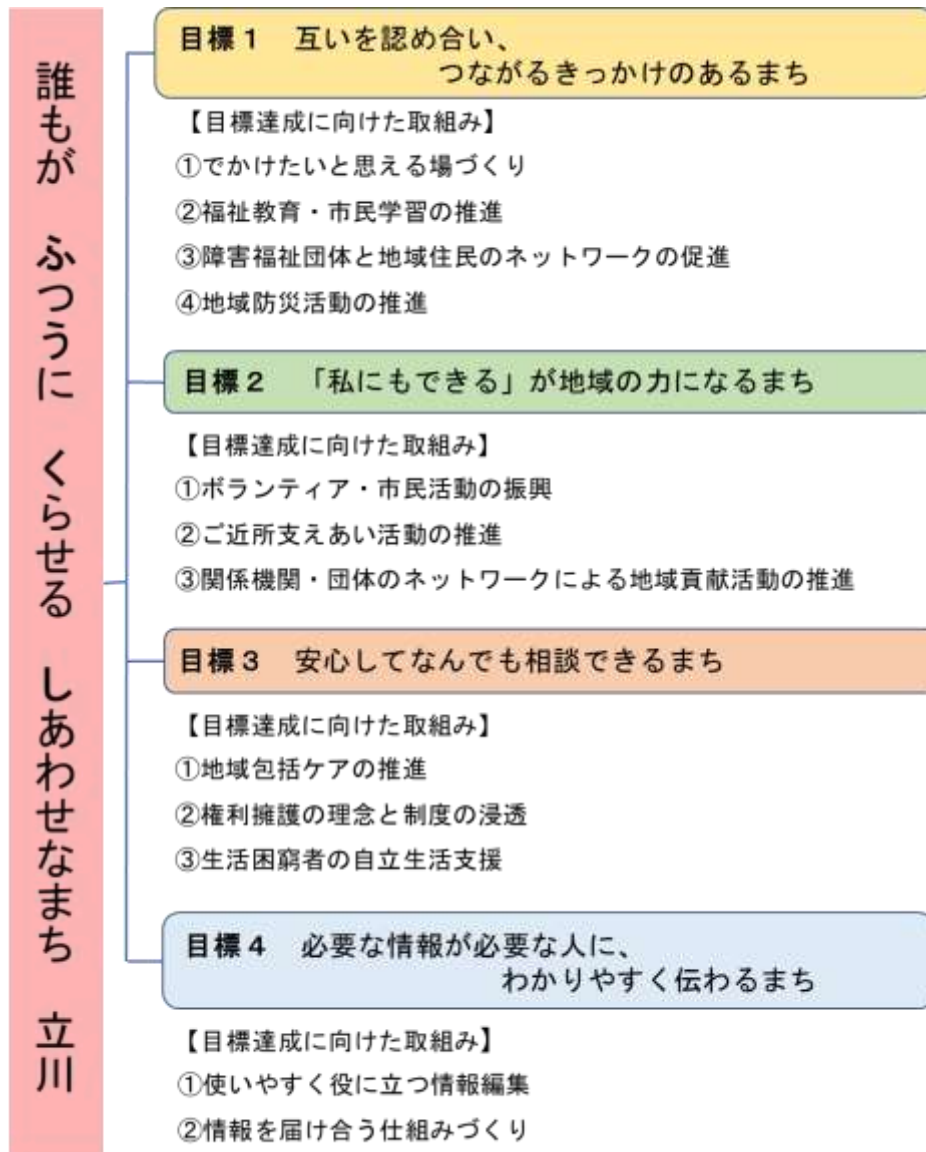
3つの重点推進事項

地域福祉市民活動計画「第5次立川あいあいプラン21」では、下記の3つの重点推進事項を定めています。

- ① 地域福祉アンテナショップ（地域の参加・交流・活動・相談の場）の設置
- ② 地域福祉コーディネーターの活動強化
- ③ まるごと相談支援

この3つの重点推進事項は、「立川市第4次地域福祉計画」の重点推進事項でもあり、国レベルの**地域共生社会の実現**に向けた包括的支援体制の構築と多様な参加・協働の推進に資する「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を身近な地域で行っていく方向性とも合致しています。

地域福祉市民活動計画「第5次立川あいあいプラン21」の体系



社会的孤立の防止と地域共生社会

再犯の背景には孤立状況があるとされ、「社会的孤立の防止」は再犯防止推進法の基本理念とされています。多様な人々の暮らしを包み込む包摂的な地域共生社会の実現に向けた取り組みがさらに進められ、それに応じた地域づくりが重要となります。

立川市社会福祉協議会は、地域住民、行政、自治会連合会、民生委員・児童委員協議会との連携はもとより、社会福祉法人、市民活動団体、ボランティア団体等の多様な関係者との連携に基づいて、地域の特性に合わせたつながりや多くの協働の場をつくり、人々が支え合う地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。

資 料 編

本文中「＊」印がついている用語等の説明

索引	用語	説明・出典等
キ	起訴猶予者	罪を犯したことが事実で、それを証明する十分な証拠はあるものの、犯人の性格や年齢、境遇、犯罪の軽重、情状、犯罪後の状況など様々な事情を考慮して、不起訴となった人です。
キ	北多摩西地区保護司会立川分区	保護司は保護司会を組織し、その地区の保護司活動が円滑に進むよう計画を策定し、連絡・調整その他の事務を行っています。立川市は周辺市（昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市）とともに北多摩西地区の保護区に属しています。それぞれの市に分区があり、活動をしています。
キ	矯正施設	刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所・婦人補導院のことです。犯罪をした人を収容し、改善更生のための処遇を行います。
キ	矯正施設所在自治体会議	矯正施設が所在する市町村の首長が構成員となってネットワークを形成し、地域ぐるみの再犯防止施策の推進や、矯正施設の人的・物的資源を活用した地域創生策等の推進を目的として、情報交換、調査研究、国及び都道府県への政策提言、地域住民への啓発活動等を行うために設置された、市町村主導の会議体です。
キ	矯正展	刑務所等で懲役刑受刑者の改善更生を目的として行われている刑務作業についての広報を行うほか、実際に受刑者が刑務作業で製作した「刑務所作業製品」を展示・販売しています。
キ	協力雇用主	犯罪をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人を雇用し又は雇用しようとする、保護観察所に登録された事業主です。
ケ	刑事施設	矯正施設のうち、刑務所（主として受刑者を収容する施設）、少年刑務所（20歳未満の少年受刑者を含む、比較的若年の受刑者を収容する刑務所）、拘置所（主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設）を総称して刑事施設といいます。
ケ	刑法犯検挙者	危険運転致死傷及び過失運転致死傷等を除いた刑法及び次の特別法に規定する罪により検挙された人をいいます。 ①爆発物取締罰則②決闘罪に関する件③印紙犯罪処罰法④暴力行為等処罰法⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律

		⑥航空機の強取等の処罰に関する法律⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律⑩組織的犯罪処罰法 警察庁では事件内容によって以下の６種に分類しています 「凶悪犯」「粗暴犯」「窃盗犯」「知能犯」「風俗犯」「その他の刑法犯」
コ	更生緊急保護	矯正施設を満期で出所した人など、刑事手続等による身体拘束を解かれた後、原則６月以内の人に対して、本人の意思に基づき、保護観察所が再犯防止のための指導や支援等を行います。
コ	更生保護施設	矯正施設から釈放された人や保護観察中の人のうち、帰る家がない人を対象に、一時的に宿泊場所や食事を提供し、自立を支援する民間の施設です。
コ	拘置所	主に刑事裁判中の被告人を収容しているほか、刑事裁判の判決が確定した受刑者を処遇施設である刑務所へ移送するまでの間収容している施設です。
コ	コレワーク (矯正就労支援情報センター)	刑務所出所者等の雇用を検討している事業主に対し、ニーズに適合する対象者を紹介し、採用手続きのサポートを行うなどの支援を行っています。
サ	再犯者	刑法犯により検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人を行います。
サ	再犯防止推進法 第８条１項	第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
シ	市町村再犯防止等推進会議	再犯の防止等の推進に関する政策の企画並びに諸課題等について、法務省及び市町村が協議を行い、国と市町村の再犯防止政策の効果的・効率的な推進を図るとともに、国と市町村間の再犯防止に関するネットワークを構築することを目的とした会議体です。
シ	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築

		くための法務省主唱の全国的な運動です。
シ	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な人です。
シ	少年	少年法では 20 歳に満たない人をいい、男子と女子を含みます。令和 4 (2022) 年 4 月から、民法の成年年齢引き下げにより、18 歳・19 歳の者は特定少年と位置付けられました。法務省矯正局提供データには 20 歳未満の少年は含まれていません。
シ	自立準備ホーム	適当な住居がない犯罪をした人を受け入れるため、ホームレス支援団体など、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が保有する宿泊場所です。
セ	生活環境の調整	保護観察所の保護観察官と保護司が協働して、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰をしたときに、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。
タ	立川警察署管内 (管轄区域)	(上砂町 6・7 丁目を除く)立川市及び国立市 *上砂 6・7 丁目は東大和警察署の管轄です。 *令和 4 (2022) 年 6 月 1 日現在 上砂 6・7 丁目の世帯数・人口は 0 です。
チ	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をさしています。
チ	地域生活定着支援センター	刑務所・拘置所・少年院などの矯正施設を出所した自立が困難な高齢者や障害者を、必要な福祉的支援につなぎ、社会復帰を手助けする機関です。
ト	同一罪名再犯者率 (覚醒剤取締法違反)	覚醒剤取締法違反の成人検挙人員に占める、前に同法違反で検挙されたことがあり再び同法違反で検挙された人員の比率です。
ハ	犯罪の分類	「凶悪犯」 殺人・強盗・放火・強制性交等の罪を犯した人をさします。 「粗暴犯」 暴行・傷害・脅迫・恐喝・凶器準備集合の罪を犯した人をさします。 「窃盗犯」

		侵入窃盗・非侵入窃盗の罪を犯した人をさします。 「知能犯」 詐欺・横領・偽造・汚職の罪を犯した人をさします。 「風俗犯」 賭博・わいせつ(強制わいせつ・公然わいせつ・わいせつ物頒布等)の罪を犯した人をさします。 「その他の刑法犯」 占有離脱物横領・公務執行妨害・住居侵入・器物損壊等の罪を犯した人をさします。
ハ	犯罪をした人（犯罪をした者等）	本計画では再犯防止法及び国の計画における「犯罪をした者等」について、「犯罪をした人」と読み替えて表記します(引用文を除く)。 また「地方再犯防止推進計画策定の手引き」（法務省）において、「再犯防止施策はあくまで罪を犯したと認められる者を対象とするものであり、犯罪をした者等の範囲について、再犯防止推進法の成立時に、以下のような付帯決議がなされている。『本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。』」とされています。
ヒ	BBS 会	「Big Brothers and Sisters Movement」の略称であり、非行に陥ってしまった少年たちの立ち直りを” お兄さん”” お姉さん” の立場で手助けする青年ボランティアです。
ホ	保護観察	非行のある少年や犯罪をした人が社会の中で更生できるように、保護観察官が保護司と協働しながら「指導監督」および「補導援護」を行います。 保護観察対象となるのは「保護観察処分少年」「少年院仮退院者」「仮釈放者」「保護観察付執行猶予者」です。
ホ	保護観察所	更生保護の実施機関として、①保護観察②生活環境の調整③更生緊急保護④恩赦の上申⑤犯罪予防活動⑥精神保健観察⑦犯罪被害者等施策などの事務を行っています。
ホ	保護司	犯罪をした人等の立ち直りを地域で支える民間のボランテ

		ィアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。
マ	満期釈放者	満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した人です。満期釈放者は、保護観察の対象とならず、「仮釈放者」と比べて、本人の特性や出所後の生活環境等においてより多くの課題を抱えている上、再犯防止に必要な支援が行き届いていないこと等により、再犯に至る割合が高くなっています。 (参考)「仮釈放者」 裁判で決められた刑期満了前に仮に釈放される人です。具体的には、自分の犯した罪を悔いる感情と更生して社会で生きていく意欲があって、再び犯罪をするおそれがなく、社会の中で保護観察を受けて生活することが効果的と思われた人に対して、社会感情も考慮した上で許可されます。
ミ	民生委員・児童委員	地域の身近な相談相手として、必要な支援を行い、地域の福祉向上に取り組むボランティアです。民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

資料①

再犯の防止等の推進に関する法律

発令 平成28年12月14日 号外法律第104号

最終改正 令和4年5月25日 号外法律第52号

改正内容 令和4年5月25日 号外法律第52号[令和4年5月25日]

○再犯の防止等の推進に関する法律

〔平成二十八年十二月十四日 号外法律第百四号〕

〔法務大臣署名〕

再犯の防止等の推進に関する法律をここに公布する。

再犯の防止等の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策

第一節 国の施策（第十一条—第二十三条）

第二節 地方公共団体の施策（第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機

関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

（就業の機会の確保等）

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（住居の確保等）

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であつて自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日

二～四 〔略〕

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合

48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

東京都再犯防止推進計画の概要

基本方針

- 再犯防止推進法を踏まえ、都が実施する再犯防止に資する取組、再犯防止につながる可能性がある取組を記載
- 国の関係機関、区市町村、民間支援機関と連携して再犯の防止に取り組んでいく。

主な取組

1 就労・住居の確保等のための取組

- (1) 就労の確保等
- (2) 住居の確保等

- ・ 若ナビαによる相談支援と就労支援機関への誘導
- ・ しごとセンター、職業能力開発センターによる能力開発
- ・ 入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進 …等

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援等
- (2) 薬物依存を有する者への支援等

- ・ 「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置
- ・ 薬物依存に関する相談体制の充実と連携の推進 …等

3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組

- ・ 学校における非行防止のための教育
- ・ 若ナビαの相談実施による自立支援
- ・ 暴力団からの離脱希望者等に対する支援 …等

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

- ・ “社会を明るくする運動”における民間協力者の活動に関する広報
- ・ 若者支援ポータルサイト（若ぽた）による周知
- ・ 保護司等の活動を支援するガイドブック作成 …等

6 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

- ・ 再犯防止のための協議会等の設置 …等

計画策定経過の概要

(1) 策定経過

	内 容
令和4(2022)年6月	・庁内関係部署を対象に再犯防止に関する研修会を開催 ・庁内各課に再犯防止関連施策について調査
令和4(2022)年 7月～10月	・関係機関、関係団体※及び庁内関係各課に意見聴取
令和4(2022)年10月	・立川市再犯防止推進計画庁内検討会議実施
令和4(2022)年10月	・「立川市再犯防止推進計画(素案)」策定
令和4(2022)年 12月15日～ 令和5(2023)年 1月12日	・「立川市再犯防止推進計画(素案)」についてパブリックコメントを実施
令和5(2023)年2月	・「立川市再犯防止推進計画(原案)」策定

※意見聴取先関係機関、関係団体

北多摩西地区保護司会立川分区、東京保護観察所立川支部、立川拘置所、
立川警察署、東京地方検察庁立川支部、東京都都民安全推進部都民安全課、
立川市社会福祉協議会

(2) パブリックコメント(市民意見公募)

実施期間：令和4(2022)年12月15日～令和5(2023)年1月12日

実施方法：実施について広報たちかわ及び立川市ホームページにて告知。

計画素案を市ホームページ、市役所(福祉総務課、市政情報コーナー)、
女性総合センター、子ども未来センター、生涯学習推進センター、窓口
サービスセンター、連絡所、学習館、学習等供用施設、図書館を閲覧場
所として実施。

提出方法：郵便、ファックス、市ホームページ、直接持参にて受付。

募集結果：(1) 提出者 2名(市ホームページ：1名、直接：1名)

(2) 意見数 4件(全体に関わること：2件)

第4章 再犯防止に資する施策の主な取組：2件)

(3) 市の回答結果

- ・意見を反映するもの(0件)
- ・市の考え方を説明するもの(4件)
- ・その他(0件)

立川市再犯防止推進計画

令和5(2023)年3月発行

発 行 立川市

〒190-8666

東京都立川市泉町1156番地の9

電話 042-523-2111(代表)

FAX 042-529-8676

ホームページ <http://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編 集 立川市福祉保健部福祉総務課